



法務省刑刑第76号
令和元年12月11日

弁護士 山 中 理 司 様

法務省刑事局刑事課長 大 原 義 宏



裁決書謄本の送付について

平成31年4月16日付けをもって貴殿から提起された審査請求について裁決したので、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号

冠山ビル3階 林弘法律事務所

氏 名 弁護士 山 中 理 司

上記審査請求人から平成31年4月16日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）に対し、平成31年3月11日（受付同月12日），法の規定に基づき、請求する行政文書の名称等を「保釈中の被告人が保釈保証金を没取されることなく罪証隠滅に成功した事例に関して法務省が作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）」として、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求に係る当該行政文書の存否を答えるだけで、法第5条第4号所定の公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法第8条の規定により不開示決定（平成31年4月10日付け法務省刑刑第20号。以下「原処分」という。）を行った。
- 3 本件は、この原処分に対し、平成31年4月16日、審査請求がなされたものである。



不 服 の 要 旨

1 審査請求の趣旨

法第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った原処分について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

罪証隠滅に成功した方法が書いてある部分を不開示とするのであればともかく、本件対象文書の存否自体は不開示情報に該当しないといえる。

(2) 意見書

特定地検次席検事は、特定年月日の会見で、特定個人の保釈条件について、「罪証隠滅を防ぐ実効性はないと考えている」と述べたことからすれば、本件対象文書の大部分を不開示とする開示決定を出すか、又は不存在を理由とする不開示決定を出したとしても、諮問庁が懸念するような弊害は発生しないといえる。

裁 決 の 理 由

1 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、「保釈中の被告人が保釈保証金を没取されることなく罪証隠滅に成功した事例に関して法務省が作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）」を対象としたものであり、処分庁は、開示請求に係る当該行政文書の存否を答えるだけで、法第5条第4号所定の公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法第8条に該当するとして、法第9条第2項の規定により不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の存否の応答自体は不開示情報に該当しないとして原処分の取消しを求める審査請求を行ったことから、以下、法8条の該当性について検討する。

2 法8条の該当性について

本件開示請求に係る対象文書は、その内容等に鑑みれば、その存否を答えるこ



とで、特定の具体的かつ詳細な状況を前提とした事案について、法務省において把握しているか否か、また、検察庁において、当該事案を犯罪捜査や公判遂行上参考になるものなどとして、法務省が把握すべき事件であると認めたか否かという事実の有無を開示することと同様の結果を生じさせるものと認められる。

上記のような事実に係る情報は、特定の事件に関する地方検察庁等の捜査・公判上の取扱い等に係るものであり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に係る情報であるといえる。

当該文書の存否どちらを明らかにした場合においても、他の情報等と結びつけて理解されることで、特定の事件において保釈中の被告人による罪証隠滅行為について実効的である又は検察に露見することなくなし得るものであるなどという評価、誤解、憶測等を招き、その結果、現に保釈中の被告人や捜査中の被疑者による罪証隠滅行為を誘発するとともに、それらの手口の巧妙化が進むおそれがあり、いったん罪証隠滅行為が行われれば、捜査機関の証拠収集活動や公判立証への影響は極めて大きい。

そうであれば、本件対象文書の存否を答えることは、捜査機関の証拠収集活動や公判立証に多大な影響を及ぼすこととなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められることから、法第5条第4号に該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、それ自体、法第5条第4号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることとなるため、法第8条に該当する。

3 結 論

以上のことから、本件開示請求につき、処分庁が、行政文書の存否を答えるだけで、法第5条第4号の不開示情報が明らかになるとして存否応答拒否とした原処分は妥当であると判断した。

なお、本件については、法第19条第1項の規定に基づく諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申書（令和元年度（行情）答申第296号）においても、本裁決と同様の判断が示されている。

よって、主文のとおり裁決する。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139

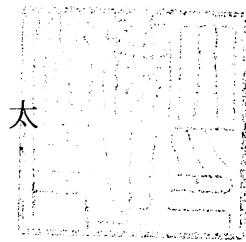


号)の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。), 東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

令和元年12月11日

法務大臣臨時代理

国務大臣 武田良太





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和元年12月11日

法務省刑事局刑事課長 大原義宏

